多面的機能支払交付金の活動の手引き

活動組織用

福岡県 農林水産部

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景 観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受して います。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に 伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多 面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に 伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家 の負担の増加も懸念されています。

農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金によ り、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共 同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。ま た、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適 切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改 革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して 活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報 告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例









ため池の草刈り

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



農道の部分補修





ため池の外来種駆除

水質調査

施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート 水路への更新



老朽化した水路壁の コーティング



未舗装の農道を アスファルトで舗装

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上 を図る共同活動)

多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化 のための活動)

目 次

多	山	时	機削	文	払	交化	寸氢	臣(り	耽	要																				
	1	;	交付	金	のキ	冓۶	戉		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	1
	2	:	活動	ነ の	手川	順		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	:	手紓	きき	のホ	既劽	更		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
Ι		組	織の)設	立																										
	1	•	対象	建地	域(の言	殳员	Ē		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	5
	2	;	構成	員	のI	取り	ノ a	ŧ.	<u>L</u> (め		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	6
	3	:	規約	j (案)	(り化	乍月	戉		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	7
	4	-	事業	計	画	(3	案)	(アク	作	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	12
	5	;	活動	計	画	(3	案)	(アク	作	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	14
	6	i	総会	きの	開作	崔	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	29
I		事	業計	一画	の	認足	Ē		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
Ш		交·	付金	②及	びホ	既拿	拿扎	L C	וס	申 ;	請		•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		34
IV	•	活	動の	実	施	• =	己金	录		•	•	-	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		35
V		活	動の)報	告	,	•	-	-	•	•	-	•	•	•	-	-	•		•	•	•	•	•	•	•	-	•	•		46
VI	•	地:	域資	逐源	保	全旬		里村	冓	想		-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		56
VI	[活	動番	号	表			•	•	•	•	-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		64
	0)	お問	引しい	合	わt	士分	ŧ																							68

(都道府県・市町村向け記述) 概要のページを2パターン作成したので (1ページ、1 'ページ)どちらかをお使い 下さい

多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

農地維持支払交付金

- (1)地域資源の基礎的な保全活動
- (水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- (2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (活動組織の体制の強化、保全管理構想の作成など)

多面的機能支払交付金

資源向上支払交付金

- (1)地域資源の質的向上を図る共同活動
 - ①施設の軽微な補修
 - (水路、農道、ため池の軽微な補修など)
 - ②農村環境保全活動
 - (水質調査、外来種の駆除など)
 - ③多面的機能の増進を図る活動
 - (防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)
- (2)施設の長寿命化のための活動 (老朽化が進む水路等の補修・更新など)
- 【(3)組織の広域化・体制強化

(都道府県・市町村向け記述) 概要のページを2パターン作成したので (1ページ、1 'ページ)どちらかをお使い 下さい

多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

(1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①地域資源の基礎的な保全活動 (水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (活動組織の体制の強化、保全管理構想の作成など)



(2) 資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- 1)地域資源の質的向上を図る共同活動
 - ①施設の軽微な補修 (水路、農道、ため池の軽微な補修など)
 - ②農村環境保全活動 (水質調査、外来種の駆除など)
 - ③多面的機能の増進を図る活動 (防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)
- 2)施設の長寿命化のための活動 (老朽化が進む水路等の補修・更新など)
- 3)組織の広域化・体制強化



多面的機能支払交付金の構成

(1)農地維持支払 交付金

- ①地域資源の基礎的な保全 活動
- ②地域資源の適切な保全管 理のための推進活動

多面的機能 支払交付金

- 1) 地域資源の質的向上 を図る共同活動
- ①施設の軽微な補修
- ②農村環境保全活動
- ③多面的機能の増進を図る 活動

(2)資源向上支払 交付金 2)施設の長寿命化の ための活動

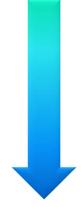
3)組織の広域化・体制強化

→29ページへ

2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

I 組織の設立



活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。事前に、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

Ⅰ-6 総会の開催

Ⅱ 事業計画の認定



市町村長に事業計画書を提出します。事業計画が認定されると 市町村長から認定通知書が送付されます。 →30ページへ

Ⅲ 交付金及び概算払の申請



当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。市町村長から交付決定の通知が送付されます。

必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は 全部を請求することができます。 →34ページへ

Ⅳ 活動の実施・記録



交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路 等の地域資源の保全活動等を実施します。

実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。



V 活動の報告

当該年度の活動記録を取りまとめて実施状況報告書を作成し、市町村長に提出します。 →46ページへ

令和4年度 改正のポイント

(1) 事務の簡素化

保管すべき証拠書類 *1 のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができるようになりました。

※1 実施要領第1の14、第2の17及び18に基づく証拠書類が対象 となります。

(2)活動要件の見直し

「60 広報活動・農的関係人口の拡大」

⇒「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動 も対象となります。

60 広報活動



60 広報活動・農的関係人口の拡大

(3) 一部様式の廃止・提出免除

1. 実施状況の確認通知書の様式を廃止します。

実施要領別記3-1様式第5号の通知書様式を廃止し、市町村の事務負担を軽減します。



2. 実施計画書(実績報告書)の重複提出を免除します。

実施要領様式2-8号実施計画書(実績報告書)について、交付要綱別記様式第1号交付申請書、別記様式第6号への添付形式として既に提出していた際は、提出を免除します。



3. 各様式に様式作成者及び提出先を明記します。

3. 手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで

活動組織

①規約等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを ···P.5 行い、組織の設立に必要 •••P.7

②事業計画書の作成

組織が取り組む 事業計画の案を作 成します。

▶ 事業計画書 •••P.12

③活動計画書の作成

組織が取り組む 活動計画の案を 作成します。

> 活動計画書 •••P.14

4設立総会の開催

③活動の記録

などを作成します。

総会を開催し、規約や事業計画等の 案について組織構成員の合意を得ます。

活動組織

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿

▶ 活動記録

> 金銭出納簿

▶ 財産管理台帳

交付金の交付申請から報告まで

①交付金の申請

市町村長に交付申請書を 提出します。

> 交付申請書

②交付決定•支払

市町村長から交付決定の通知が 送付されます。その後、概算払請 求により交付金が支払われます。

⑤実施状況報告

市町村長に実施状況報告書 ・・・P.46 などを提出します。

⑥確認結果の通知

確認後のチェックシートについて は、必要に応じて送付します。

(都道府県・市町村向け記述) 各都道府県で市町村への 申請期限等を記述してください

0000 市町村

【申請期限】

6月30日まで

通知書が送付されます。

⑤事業計画の申請

行います。

市町村長に事業計画書を

⑥事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定

提出し、事業計画の申請を · · · P.30

•••P.34

•••P.34

【申請期限】

0000

市町村

〇月〇日まで

④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭 出納簿を集計し、実施状況報告書 を作成します。

▶ 実施状況報告書 ···P.48

· · · P.35

...P.37

•••P.42

· · · P.46

•••P.47 > 添付書類

0000 市町村

【報告期限】

〇月〇日まで

I

組織の設立

多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

1. 対象地域の設定

- 組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- ・地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、 それぞれの地域に応じて設定します。
- ・対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの 事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- ・合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討して下さい。
- ※ 活動の対象となる区域が旧市区町村等の広域に及ぶ場合には、広域活動組織を設立することができます。広域活動組織化により、事務負担の軽減や運営体制の強化が期待できます。広域活動組織を設立して活動を実施する場合は、「多面的機能支払交付金の活動の手引き(広域活動組織用)」を参照して下さい。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
ため池や堰などの水系単位で保全活動 を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で 保全活動を行う体制

2. 構成員の取りまとめ

構成員

活動組織の構成員は、以下の者により構成されます。

- 1)農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者
- 2)農業者、農業者団体等の地域の実情に応じた者

団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加して下さい。

活動組織の構成

農地維持支払交付金

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

資源向上支払交付金

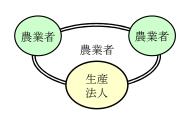
〇共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

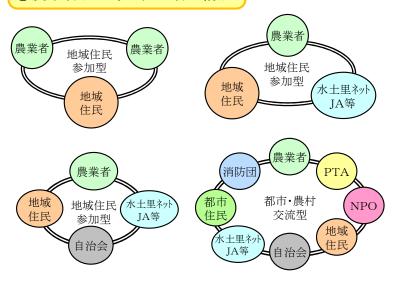
○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化 農地維持支払交付金と同様の活動組織

活動組織の構成例

①農業者のみで構成



②農業者及びその他の者で構成



3. 規約(案)の作成

(1)規約の作成

活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、規約を定めます。

(2)規約の内容について

規約の内容は、以下の様式のとおりです。(多面的機能支払交付金実施要領別記6-1)

(別記6-1)

このページは規約の記載例です。必要に応じて追記等して下さい。

〇〇地域資源保全会 規約

第1章 総則

総会で本規約が制定された日 付を記入します。 〇〇年〇月〇日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、○○地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を○○県○○市○○△△に置く。

(目的)

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は<u>資源向上活動</u>を通じ、〇〇市〇〇 に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全 並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議して下さい。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

- 第5条 活動組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。 代表等役員は別紙のとおりとする。
- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は、○年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

- 第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
 - 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会 を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。 **実施する活動内容に応じて選択して記載し**

ます。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支 決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との<u>経理を区分しない場合</u>は、<u>三及び四を区分せず</u>に「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていましたが、<u>令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。</u>

(総会の議決方法等)

- **第9条** 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任 状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のとき / は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して下さい。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
 - 一 活動組織規約の変更
 - 二 活動組織の解散
 - 三 構成員の除名
 - 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

- 第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
 - 一 活動組織規約
 - 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
 - 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

- **第14条** 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。
 - 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
 - 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
 - 三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に 応じて記載します。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との<u>経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていましたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。</u>

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

- 第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

- **第21条** 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払 先の領収証に代えることができる。
- 資源向上活動により、<u>施設の更新又は新たに設置を行う場合</u>は、以下の<u>第22条の規定を追加</u>してください。 (財産の管理)
- 第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第22条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

- 第23条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

(規約の変更)

第24条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和○○年○月○日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

(規約別紙)

設立総会の開催等により、活動組織に参加する ことについて、構成員の了解を得て下さい。

令和○年○月○日

○○地域資源保全会構成員一覧

以下3. の構成員は、〇〇地域資源保全会へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

1. 代表																				
	役職名	氏名 住所									備考									
	代表	多面 太郎	〇〇県		ı □	町()-														
2.	役員		•																	
	役職名	氏名		ナ (大元) (大計4) (株の東東京 t 小平) (大計4) (株の東東京 t 小平) (大計4) (備考							
	副代表	多面 花子	〇〇県	活動組織の事務所を設置してい - ○○県△ る場合は事務所の所在地を、事								○○集落								
	会計	多面 次郎	〇〇県	○○県△ 務所がない場合は代表者の住								○○自治会								
	_		000	000																
3.	構成員						<mark>/</mark> k名す													
→ 分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してくだ <mark>載します。</mark> ボスキャックを表する集落や団体名を記する。																				
	★団体の場合は代表者名を記入してください。																			
((1) ○○集落 「役職名」欄には活動組織におけ ① 農業者の個人またる役職名を記載します。 こ位置付けられている農用地											- #X(.)-	て耕作	:▽						
	分類											備考(団体名等)								
	1. 農業者個人	多面 太郎		○○県△△市○町○-○-○									○○集落代表							
	2. 農事組合法人	多面 次郎	〇〇県	○○県△△市○町○○									正屋オス提合は							
_	- 000							→ 役員が団体に所属する場合は、 役員の備考欄に3の(2)と同じ団												
② 農業者以外の個人 体名を記載します。																				
	分類	氏名		住所									備考							
	5. 農業者以外個人	多面 A子	00県	○○県△△市○町○○																
_	_		000																	
(2		の団体 (代表者名	ムのみ記載																	
	分類	氏名		住所									備考(団体名等)							
	6. 自治会	副会長多面三度	RIS .	分類番号リス									 							
	7、女性会	会長 多面 Di		農業	者		個人とし			農	業者以									
				▼個人とし て参加 団体として参加 で						5	団体と									
	類」欄には右図の		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13					
	から番号と分類: 手書きの場合は		農業	農事	営農	その	農業	自治	女 性	子供	土地	J A	学 校	N P	その					
略か	者	組	組	他	者	会	会	会	改		12	0	他							
				合	合	の	以外				良区		P T		の					
			法 人		農業	外 個						A		農業						
					者	人								者						
						団体									以 外					
												1			団					